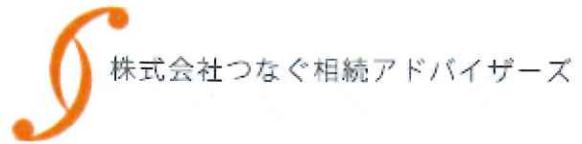


プレスリリース



報道関係者各位

プレスリリース

2022年5月12日

「認知症に伴う自宅の売却問題に特化した家族信託サービス 『家族でつなぐ Sプラン』を新たに開始」

株式会社つなぐ相続アドバイザーズ

代表取締役 深谷 陽次郎

株式会社つなぐ相続アドバイザーズ（本社：北海道札幌市中央区 代表取締役 深谷陽次郎）は、2022年5月より所有者の認知症に伴う自宅の売却問題に特化した家族信託のサービス『家族でつなぐ Sプラン』の提供を開始いたしました。

新サービスの概要

所有者が認知症となり高齢者施設等に移った後に自宅の売却が困難となる状況を回避することに特化した家族信託の設定をサポートするサービスです。家族信託は不動産以外にも預金などの財産も対象とし、認知症に伴う問題だけでなく相続や親なき後など様々な問題に対応できる制度として活用されていますが、一方で「自宅の認知症対策」のみを目的としたご相談も数多くいただいておりました。本サービスは、対象財産と家族信託を活用する目的を絞り込むことで以下のようないくつかの特徴を実現しました。

➤ 迅速な手続き

通常2～3ヶ月要する手続きを2週間程度^{*1}で完了します。

➤ 徹底的に抑えたコスト

通常は60万円程度^{*2}要する手続費用を税込37.4万円^{*3}で提供。

*1 お申込み及び必要書類ご用意から手続き実行までに要する期間。

*2 同様の財産内容で弊社が提供する通常の家族信託コンサルティングサービスをご利用いただいた場合の費用に、公証役場の公正証書作成料及び、金融機関における口座開設費用を加味した金額。

*3 登記手続きに関する司法書士報酬は含みますが、登録免許税を含みません。

家族信託とは

「家族信託」とは、家族による資産管理の手段であり、信託法に基づく制度の活用です。資産管理や資産の承継に悩みを持つ方が、特定のある目的に従って、保有する不動産や預貯金等の資産を信頼できる家族に預け託し、その管理や処分を任せることです。

近年は相続の発生に伴う親族間でのトラブルに加えて、親が認知症になったことに伴う財産の管理や処分に関するトラブルも増加しています。家族信託は、遺言の代わりとしての機能があることに加えて、認知症になった親の代わりに家族が財産の管理を行えるようにする機能があることから、不動産については主に以下のようなケースで使われております。

- ① 親が高齢者住宅に移り、親の住まなくなった自宅を子が管理し、親が認知症になった場合でも子の手続きで売却できるようにする。
- ② 遺言書では指定できない二次相続の指定を可能にする。例えば、子がない家庭において、一次相続では妻が自宅を相続するものの、二次相続では夫の甥に相続することができるようになる。特定の財産（預貯金、不動産）を指定して信託することも可能です。
- ③ 賃貸不動産の運営を子に任せて、例え親が認知症になった場合でも賃貸経営に支障が出ないようにしつつ、相続が発生した際には子が速やかに賃貸不動産を承継できるようにする。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社つなぐ相続アドバイザーズ
北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 4 番 16 ダンロップ SK ビル 6 階
E-mail: web@tsunagu-s.jp
TEL: 011-557-8914

家族でつなぐSプラン

今は売れない、
でも近い将来…

「認知症で自宅が
売れなくなったら…」



このような不安に対応することに特化した**家族信託**が、

「**家族でつなぐSプラン**です。」

サービスの特徴

① 認知症で問題になりやすい自宅の問題に特化



② 目的を限定することでスピーディーな対応を可能に

一般的な家族信託設定手続き／約2~3ヶ月 ⇒ **本サービス／2週間***

* お申込み及び必要書類ご用意から手続き実行までに要する期間

③ 徹底的に抑えたコスト

手続き費用合計*／37.4万円 (消費税込)

* 登記手続に関する司法書士報酬を含みますが、登録免許税を含みません。

また、住所変更など信託登記に際して追加の手続きが必要となる場合には、追加費用が必要となります。



つなぐ相続アドバイザーズ

本サービスの対象となる財産

自宅の土地及び建物



- 本人が居住の用に供されている不動産に限ります。
高齢者施設等に転居したことにより、空き家となっている場合も含みます。
- 賃貸不動産は対象外です。
- 担保権が設定されている場合は対象外になることがあります。



信託の概要

- 本人が認知症になったとしても、受託者による自宅の処分を可能とする。
- 受託者が自宅を売却した場合は信託を終了し、売却代金を本人に引き渡す。
- 自宅を売却することなく本人が亡くなった場合は信託を終了し、相続人全員の協議により帰属先を決定する。

利用に関するご注意

当プランは弊社が提供する家族信託コンサルティングサービス
『家族でつなぐ』とは以下の点で異なります。



	家族でつなぐ Sプラン	家族でつなぐ
自宅の認知症対策	○	○
自宅の相続対策	×	○
コンサルティングを通じたオーダーメードの信託契約書作成	×	○
信託口座の開設	×	○
公正証書での信託契約	×	○

株式会社 つなぐ相続アドバイザーズ 011-557-8914

〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 4 番 16 ダンロップ SK ビル 6 階 web@tsunagu-s.jp

豊富な実績を有する専門家が
安心して家族信託をご利用いただけるよう
お手伝いいたします



代表取締役
深谷 陽次郎

公認会計士
税理士
一般社団法人家族信託普及協会 会員
シニア・プライベートバンカー
(公益社団法人日本証券アナリスト協会
認定)

お客様が安心して手続きを進められる
ようサポートします



顧問
白木 愛

司法書士（札幌司法書士会所属）
公益社団法人成年後見センター
リーガル・サポート会員

「やって良かった!」というお客様のご
満足を大切に致します

その他

相続に関わることをお手伝いいたします

遺言作成 遺産分割協議

生前贈与

相続税対策

成年後見 など

✓セミナー
✓個別相談会
随時開催しております

開催日等、詳細は
弊社ホームページをご覧ください
www.tsunagu-s.jp つなぐ相続 検索



つなぐ相続

初回個別相談は無料!

まずはお気軽にお問い合わせください
011-557-8914

受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで



最寄駅 地下鉄東西線 西11丁目駅(3番出口)より徒歩1分
JR札幌駅より徒歩15分

【お問合せ先】

 株式会社つなぐ相続アドバイザーズ
〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 4 番 16 ダンロップ SK ビル 6 階

相続対策の 新しい選択肢 **家族信託**

ご存知ですか？

ご両親が

『認知症』に
なった時のこと…

つなぐへ
行こう!



株式会社つなぐ相続アドバイザーズ

ご存知ですか？

ご両親が『認知症』になつた時のこと…



認知症で考えられる問題

1) 住まなくなつたご自宅

→売りたくても売買を制限されるかも



2) 大切な預金

→「いざ」必要な時、引出しが制限されるかも



施設に入居することになるとお金が必要だけど…

認知症になつてしまつた後では、十分な対策はできません!!^{※1}



※1) 民法上の保護規定により、意思能力を失つた方の処分行為（売買・贈与等）に一定の制限が設けられています。

家族信託なら解決できます！

今から信頼できるご家族へ

ご両親の大切な財産

管理を任せることができます



ご両親が認知症になつたら^{※2}

※2) 信託の設定は認知症になる前に行う必要があります。

ご自宅については



◇ご両親に代わつてお子様がご自宅を売却することができます

預金については



◇ご両親に代わつてお子様が預金を引き出せます
◇施設費用の支払いに充てられます

＜信託口口座とは＞

信託契約に基づいて金融機関にて開設する口座です。
ご両親の保有していた金銭を信託口口座内でお子様が管理することができます。

相続の際にもメリットが

面倒な相続手続きが不要です

信託した財産を指定した人に継がせることができます。



一度のお手続きで大きな安心を得られます

＜家族信託とは＞

財産を持っている人が信頼できる家族に不動産や預貯金の管理をさせる制度です。一般的に、財産を持つご両親とそれを管理するお子様との間で信託契約を結ぶ手続きを行います。

費用参考例

ご自宅の土地・建物（固定資産税評価額各5百万円）と預金（2千万円）を公正証書で家族信託した場合



費用合計 59万円（税込）

- ・その他、公証役場や金融機関の費用が発生する場合があります。
- ・財産の構成や対策の内容によって費用は変動します。

まずはお気軽にお問い合わせください

011-557-8914

詳しくは裏面をご参照ください▶